

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

令和6年4月1日 施行

1 改正概要

(1) 「木造住宅耐震改修費補助事業」及び「非木造住宅耐震改修費補助事業」の補助対象経費の限度額を改める。

(2) その他事業要件の合理化、文言の整理

「老朽住宅等除却事業」の事業要件の合理化

「木造住宅耐震改修費補助事業」、「非木造住宅耐震改修費補助事業」、「木造住宅段階的耐震改修支援事業」、「非木造住宅段階的耐震改修支援事業」、「コンクリートブロック塀安全対策事業」、「瓦屋根改修費補助事業」の事業要件の文言の整理

2 改正内容

(1) 「木造住宅耐震改修費補助事業」及び「非木造住宅耐震改修費補助事業」の改正内容
別表1、別表2の補助対象経費の限度額を1,650,000円/戸に改める。

(2) その他事業要件の文言の整理内容

ア 別表3-1、別表3-2の補助率に「ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①」を加える。

イ 別表第5の補助率を「4分の1以内 ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第12号に規定する基礎額と市町村が補助する額との差の2分の1以内」と改める。

ウ 別表第6の注釈（老朽住宅等の定義）において、空家等対策計画に基づき除却が行われるものに係る要件を一部改める。

エ 別表第15の補助対象経費の限度額に「ただし、段階改修型の要件でこの事業を実施した住宅については、既に交付を受けた補助額と上記との差額まで」を加え、補助要件に「一般改修型」と「段階改修型」を加え、一部改める。